## 公益社団法人フードバンクかながわ

## 寄贈食品の評価額に関する規則

(目 的)

**第1条** この規則は、公益社団法人フードバンクかながわ(以下、「この法人」という。) が、企業等から寄贈を受けた食品(以下、寄贈食品という)の評価額の算定方法を 定めるものである。

(評価の対象となる寄贈食品)

第2条 この法人が、評価する寄贈食品は法人の倉庫(横浜市金沢区)に到着時点で、 賞味期限の残期間が2か月以上ある常温保管可能な食品及び米とする。

(評価しない寄贈食品)

- 第3条 以下の寄贈食品については評価額を算定しない。
  - ① 個人からの寄贈食品。
  - ② 試供品、サンプル等の非売品。
  - ③ 賞味期限の残期間が2か月未満の常温保管可能食品。

(評価額の算定方法)

- 第4条 この法人は、以下の方法で寄贈食品を金額で評価する。
  - ① 神奈川県内の生活協同組合の通常販売価格の40%
  - ② ただし、防災備蓄品については、以下の計算式で評価する。 通常販売価格×到着時点の賞味期限残日数÷賞味期間日数 (製造日から賞味期限までの日数)

※通常販売価格の40%を評価の上限とする

(管 理)

第5条 この法人の寄贈食品評価に関する事務は、事務局が管理する。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規則は、平成30年 9月 6日から施行する。 平成30年10月17日改定(公益認定)